

# 訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の要件

		居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護		
		従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	
①介護福祉士										
養成研修修了者	②実務者研修		○		○		○ ⑧研修受講必要		△(※10) 知的・精神障がいの 実務経験5年必要	
	③(旧)介護職員基礎研修 (旧)1級ヘルパー(※1) 看護師等(※2)	○		○		○ 視覚障がいの 実務経験1年必要		△(※10) 知的・精神障がいの 実務経験2年必要		
	④居宅介護職員初任者研修 介護職員初任者研修 (旧)2級ヘルパー(※1)		×		○ 実務経験 3年必要		○ ・実務経験3年必要 ・⑧研修受講必要		△(※10) ・実務経験3年必要 ・知的・精神障がいの 実務経験5年必要	
	⑤障害者居宅介護従業者基礎研修 (旧)3級ヘルパー(※1)	○ (減算)	×	○	△(※4)	○(減算) 視覚障がいの 実務経験1年必要	×	×	×	
	⑥重度訪問介護従業者養成研修	○(※3)	×	○	△(※4)	×	×	×	×	
	同行援護従業者 養成研修	⑦一般課程	×	×	×	×	○(※5)	○ 視覚障がいの 実務経験3年必要	×	×
		⑧応用課程	×	×	×	×	○	○ ①～④の要件必要	×	×
	⑨行動援護従業者養成研修	×	×	○	△(※4)	×	×	○ 知的・精神障がいの 実務経験1年必要	○ 知的・精神障がいの 実務経験3年必要	
	強度行動障害支援者養成 研修	⑩基礎課程	×	×	×	×	×	×	×	×
		⑪実践課程	×	×	×	×	×	×	○ 知的・精神障がいの 実務経験1年必要	○ 知的・精神障がいの 実務経験3年必要
	⑫盲ろう者向け通訳・介助員	×	×	×	×	△(※6) (減算)	×	×	×	
	⑬国立障害者リハビリテーションセン ター学院視覚障害学科	×	×	×	×	○	○	×	×	
	⑭生活援助従業者研修	○(※7)	×	×	×	×	×	×	×	
	⑮(旧)視覚障害者外出介護従業者養 成研修等	△(※8,9) (減算)	×	×	×	△(※8,9) 実務経験1年必要	×	×	×	
⑯平成18年3月末における旧法居宅介護等 事業従事経験者(知事が証明書を交付 したものに限り)	△(※9) (減算)	×	△(※9)	△(※4,9)	△(※9) (減算) 視覚障がいの 実務経験1年必要	×	△(※9,10) 知的・精神障がいの 実務経験2年必要	×		

# 訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の要件

## 注 釈

- ※ 1 ③旧1級ヘルパー、④旧2級ヘルパー、⑤旧3級ヘルパーとは、それぞれ廃止前の居宅介護従業者養成研修（1級課程、2級課程、3級課程）及び訪問介護員（1級課程、2級課程、3級課程）のこと。
- ※ 2 ③看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）は、1級課程又は居宅介護職員初任者研修修了とみなす。  
（看護師等が訪問介護等を行う場合において、介護員養成研修受講免除（修了証明）の交付手続きは不要）
- ※ 3 ⑥の研修修了者が居宅介護を行う場合、身体障がい者の直接支援経験が必要。（重度訪問介護の報酬単価を適用。）
- ※ 4 重度訪問介護のサービス提供責任者について、やむを得ない場合に相当の知識と経験を有する者のみ認める。
- ※ 5 ⑦同行援護養成研修（一般課程）の受講にあたり、愛媛県では、以下の研修修了者について一部受講免除。  
同行援護養成研修（一般補講課程）（代筆・代読等のカリキュラム4～6時間程度）の受講が必要。
  - (旧)移動支援従業者養成研修（視覚障害者移動支援従業者養成研修課程）
  - 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修
- ※ 6 ⑫盲ろう者向け通訳・介助員とは、平成30年3月31日時点で、地域生活支援事業の盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者で、同事業の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事経験がある者のこと。  
盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を行うことができるのは、令和9年3月31日まで（現在のみなし要件適用者に限る）。
- ※ 7 ⑭生活援助従業者研修修了者は、家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。  
（介護保険サービスにおける更なる人材の確保の必要性から創設された研修）
- ※ 8 ⑮(旧)視覚障害者外出介護従業者養成研修等とは、以下の研修を指す。  
居宅介護は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。  
愛媛県では、同行援護の従業者は、(旧)視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者のみを対象。
  - (旧)視覚障害者外出介護従業者養成研修
  - (旧)全身性障害者外出介護従業者養成研修（居宅介護のみ）
  - (旧)知的障害者外出介護従業者養成研修（居宅介護のみ）
- ※ 9 ⑮⑯は暫定的な措置であり、次期報酬改定において廃止を含めた検討を行っているので、それまでの間に他の要件を満たす対応が必要。  
（平成30年2月9日付け厚生労働省事務連絡を参照）
- ※ 10 行動援護の従業者及びサービス提供責任者は、令和9年3月31日までに、⑨行動援護従業者養成研修または⑩⑪強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）の受講が必要。（令和6年報酬改定で3年間延長）